

現場代理人の常駐義務緩和（兼任）について

1 現場代理人の兼任要件

- (1) 兼任できる工事は、請負契約（当初契約）合計額の消費税込み 9,000 万円未満とする。
- (2) 兼任できる工事は、原則として本市の発注工事とする。
ただし、佐賀県の工事において、佐賀県が現場代理人の兼任を認める場合は、本市の工事と佐賀県の工事を兼任することができるものとする。
- (3) 兼任する工事の実施範囲は、すべて多久市・小城市・佐賀市内を対象とする。
- (4) 工種の限定は行わない。

2 手続き

現場代理人を兼任する場合には、契約時に「現場代理人等届出書」と同時に、別紙「現場代理人兼任届出書」を提出すること。

3 その他

- (1) 建設業者が、現場代理人を兼任させる場合は、建設業者自らの責任により行うものとする。
- (2) 提出された「現場代理人等届出書」又は「現場代理人兼任届出書」の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止措置等を行う。

4 適用日

この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、令和 7 年 4 月 1 日以降に請負契約を締結する工事から適用するものとする。